ショートステイ　えんゆうの郷

重要事項説明書

（ユニット型指定短期入所生活介護）

社会福祉法人　誠光福祉会

ショートステイ　えんゆうの郷

（ユニット型指定短期入所生活介護）

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号　２５７０６０１４６４

指定短期入所生活介護事業所　ショートステイ　えんゆうの郷　は、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供いたします。

事業所の概要及び提供するサービスの内容、契約についてお願いしたいことを次のとおり説明いたします。

※当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護１」～「要介護５」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 1
２．ご利用施設 1
３．居室の概要 1
４．職員の配置状況 2
５．サービス概要と利用料金 3
６．サービスの利用方法 6
７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について） 6
８．非常災害対策 7
９．権利擁護と虐待防止 7
10．暴力団員による不当行為の防止 7
11．個人情報保護 8
12．サービス内容に関する相談・苦情 8
13．介護サービス第三者評価の実施状況 8
〈重要事項説明書付属文書〉 10

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　誠光福祉会
（２）法人所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地
（３）代表者氏名　　理事長　蔭山　清司

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定併設型短期入所生活介護事業所
（２）施設の目的　　短期入所生活介護計画に基づいた福祉サービスの提供
（３）施設の名称　　ショートステイ　えんゆうの郷
（４）施設の所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地
（５）電話番号　　077－598－1866
（６）管理者氏名　　施設長　吉久　洋平
（７）施設の運営方針　　「柔軟な発想と思考を持ち、介護の常識に挑戦し続けることで、全ての人が希望を持てる未来を」

基本方針　能力　「全職員の能力を結集し、利用者・家族が自分らしい人生を送れるよう全力で支援する」
文化　「他施設が取り組んでいないこと、新しいことに常にチャレンジする」
大義　「ここに集う全ての人々の幸せを追求する」

（８）開設年月　　平成 29 年４月
（９）入所定員　　10 人　１ユニット（個室ユニット型）

３．居室の概要

〈居室等の概要〉

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。ご利用される居室は、すべて個室となります。

居室･設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	10 室	指定基準 10.65 ㎡を全室満たしています。
居室合計	10 室	
共同生活室	1 室	ユニット内に設けています。
洗面設備	3 ヶ所	ユニット内に 3 ヶ所
便所	3 ヶ所	ユニット内に 3 ヶ所
浴室	2 ヶ所	ユニットに個浴 1、特殊浴 1
医務室	1 室	移動式万能運動訓練機、歩行補助平行棒
防災設備		スプリンクラー、非常階段、防災用品 火災自動通報システム

４．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉

令和８年８月１日現在

職種	資格	指定基準	配置
施設長（管理者）	介護支援専門員	１名	１名
副施設長			２名
生活相談員	社会福祉士	１名以上	２名
管理栄養士	管理栄養士	１名以上	１名
機能訓練指導員	理学療法士		２名
ユニットリーダー		各ユニット１名	１名
介護職員	介護福祉士 介護職員初任者研修	入居者：職員＝3：1 ４名以上	５名
嘱託医師	医師	１名以上	１名
看護職員	看護師・准看護師	１名以上	１名

※　職員配置については、指定基準を遵守しています。人数は、常勤換算で表記しています。

〈 主な職務内容 〉

職種	主な職務内容
施設長（管理者）・副施設長	ホーム全般の管理・運営
生活相談員	ご利用者に対する生活・介護全般に関する相談・援助 地域の他の関係諸団体との連携・調整
管理栄養士	ご利用者の栄養状態・健康状況・嗜好などを把握した上での献立の作成、栄養管理・指導等
機能訓練指導員	ご利用者の日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力の維持や減退の防止の為に訓練
ユニットリーダー	担当ユニットの介護サービスの統括及び職員の指導教育
介護職員	介護サービス計画に基づく、ご利用者の日常生活の介護・援助
嘱託医師	施設内診療において、ご利用者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等
看護職員	ご利用者の健康管理・健康相談、医師の指示に基づく医療処置

〈 主な職種の勤務体制 〉

職種	勤務体制	
嘱託医師	毎週１回　15:00 ～ 17:00	
介護職員	早出１	6:00 ～ 15:00
	早出２	7:00 ～ 16:00
	日勤１	8:30 ～ 17:30
	日勤２	9:30 ～ 18:30
	遅出１	10:30 ～ 19:30
	遅出２	12:00 ～ 21:00
	遅出３	13:00 ～ 22:00

	夜勤１	22:00 ～ 7:00
	夜勤２	16:30 ～ 9:00
生活相談員 管理栄養士 看護職員	早出	7:30 ～ 16:30
	日勤	8:30 ～ 17:30
	遅出	10:00 ～ 19:00
宿直職員	17:30 ～ 8:30	

５．サービス概要と利用料金

当事業所では、ご利用者の各々の居宅介護サービス計画に基づいて、以下のサービスを提供いたします。

〈 サービスの概要 〉

①食事	管理栄養士が立てる献立表により、栄養状態は勿論のこと、ご利用者のご希望や身体状況などを勘案した食事を提供します。 食事時間･･･朝食 8:00～　昼食 12:00～　夕食 18:00～
②入浴	2 種類の浴槽（個浴・特殊浴）を完備しており、身体状況やご希望によって浴槽を選択いただけます。（ただし、ご利用者の健康状態によって、入浴ができない場合は、清拭を行います。）
③排泄	プライバシーに配慮しながら、一人ひとりの身体機能に応じて、心地良い排泄のご支援をいたします。
④生活相談	ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
⑤健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。
⑥その他の自立支援	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。生活リズムを考え、衣類の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な日常生活が送れるよう支援します。
⑦施設内活動及び行事予定	施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 【年間行事予定】 1 月 お正月／2 月 節分／3 月 ひな祭り／4 月 お花見／5 月 端午の節句／6 月 あじさい見学 7 月 七夕／8 月 納涼祭／9 月 防災訓練／10 月 えんゆうマルシェ／11 月 紅葉狩り／12 月 クリスマス

〈 利用料金 〉

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険の給付対象となるサービス

（２）利用料金が介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の全額がご利用者の負担となります）

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞

１）下記のサービスは利用者に該当するサービスです。（ご利用者の介護保険負担割合と要介護度別の金額です）

※一単位当たり　10.55 円（地域区分 5 級地）

サービス内容	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本サービス	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
①看護体制加算（Ⅰ）	4 単位				
②看護体制加算（Ⅱ）	8 単位				
③夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位				
④サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位				
合計（1 日あたりの単位数）	752 単位	820 単位	895 単位	966 単位	1,035 単位
⑤介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 総単位数×17.6%（1 単位未満四捨五入）	132 単位	144 単位	158 単位	170 単位	182 単位
自己負担 1 割の金額	933 円	1,017 円	1,111 円	1,199 円	1,284 円
自己負担 2 割の金額	1,866 円	2,034 円	2,222 円	2,397 円	2,568 円
自己負担 3 割の金額	2,798 円	3,051 円	3,333 円	3,596 円	3,852 円

各種加算の説明

① １名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能
② 一定以上の看護職員を配置している場合
③ 必要となる夜間職員の数が一定以上配置した場合
④ 介護職員のうち介護福祉士の割合が 60%以上の場合
⑤ 介護職員等の確保と処遇改善を目的とし、総単位数×17.6%

２）下記のサービスは、該当する場合に提供する特別なサービスです。要介護度に関係なく、当事業所の体制、ご利用者の身体状況の変化等により加算されます。

※１単位当たり　10.55 円（地域区分 5 級地）

加算項目	保険単位	サービス内容	届出有無
送迎加算	184 単位/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合	○
個別機能訓練加算	56 単位/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合	×
医療連携強化加算	58 単位/日	医療的な対応等が必要であり、緊急時の対応について取り決めを行っている場合	×
療養食加算	8 単位/回	管理栄養士の管理の基、適切な栄養量及び内容で提供されている場合（1 食を 1 回とする）	×

緊急短期入所受入加算	90 単位/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合（7 日間又は 14 日間）	○
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	若年性認知症利用者の各々の状態に応じたサービスや環境が整えられている場合	×
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症の行動・心理症状のある者を緊急に受け入れた場合（7 日間を限度）	×
在宅中重度者受入加算	413 単位/日	利用者が利用している訪問看護事業所が、短期入所利用中、利用者の健康上の管理を行った場合	×
生活機能向上連携加算	（Ⅰ）100 単位/月 （Ⅱ）200 単位/月	（Ⅰ）医療提供施設などの機能訓練指導員や医師等との連携体制を取り個別機能訓練計画を作成すること（Ⅱ）医療提供施設の機能訓練指導員や医師がショートステイを訪問し、その職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成すること	×
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日	利用者の総数のうち、認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。また、専門的な研修を修了している者を 1 以上配置してケアを実施した場合	×
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位/日	施設全体の認知症ケアの指導を実施していること。また、認知症ケアに関する研修計画書を作成し実施した場合	×

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

※サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※サービスの利用料金は、利用日数により端数計算処理する上において、誤差が生じる場合があります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① **滞在費**　1 日 3,000 円　ご利用者の居住に要する費用（光熱水費相当）です。

② **食費**　1 日 2,000 円　ご利用者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

朝食 500 円　昼食 750 円　夕食 750 円

但し、入退所日及び外出等により 1 日 3 食を摂られない場合は、1 食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

※①及び②については、所得の段階に応じて、上限額が定められます。

〈食費・滞在費の自己負担上限額（1 日あたり）〉

段階区分	食事にかかる自己負担金（円）	滞在費にかかる自己負担金（円）	（食事費＋滞在費）合計（円）
第一段階	300	880	1,180
第二段階	600	880	1,480
第三段階①	1,030	1,370	2,400
第三段階②	1,360	1,470	2,830
上記以外の方	2,000	3,000	5,000

※居住費や食費は、事業所との契約により、事業所毎に異なります。

※負担軽減を受けるためには、『介護保険負担限度額認定証』が必要です。市の窓口（高齢者福祉課又は各総合支所福祉課）に『介護保険負担限度額認定申請書』を提出し、『介護保険負担限度額認定証』の交付を受け、当事業所に提出してください。

③　おやつ・飲み物代

希望により提供させていただきます。

利用料金　1 日 160 円

④　理髪・美容代

希望により、理容･美容師の出張によるサービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費（委託業者による）

⑤　電気器具の使用料（税込）

持込された以下の電化製品について、1 点につき 1 日 50 円を負担いただきます。

・テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類

⑥　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただくこともあります。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。）

⑦　外出支援や施設外活動

ご利用者の希望により行う外出支援や施設外活動も行っていただくことができます。

利用料金：費用が発生する場合は、その実費をご負担いただきます。

⑧　テレビ貸出費用

ご利用者の希望により、居室へテレビの貸し出しを実施する場合、1 日につき 100 円を負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、月末締めで請求書を発行し、複数回の利用の場合は合算したうえで、翌月 28 日（休日の場合は翌銀行営業日）に引落しとさせていただきます。原則として銀行からの自動引落しとします。

※利用料を振込まれる場合は、振込み手数料をご負担いただきますよう、お願いいたします。

６．サービスの利用方法

（1）利用開始

①ご利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支

援事業者にご相談ください。

②この説明書によりご利用者からの同意を得た後、契約を結びます。事業者が短期入所生活介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。（利用期間が短い場合は作成しない場合があります。）

（２）利用の中止、変更

①利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の当日午前 8:30 までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日午前 8:30 までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%＋食費（自己負担相当額）

但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

③サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議します。

④ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

有効期間満了日の 2 日前までに文書で申し出てください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

この場合は、サービス終了日の 15 日前までに、文書によりご利用者に通知します。

③自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
・ご利用者がお亡くなりになった場合
・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

④その他

・ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

８．非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画・風水害や地震などの自然災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め避難救出その他必要な訓練を実施します。また、火災時等の発生の際に本事業を継続できるよう他の社会福祉施設などと連携及び協力体制を構築するよう努めます。

９．権利擁護と虐待防止

ご利用者の人権擁護や虐待防止のために従業者に対し研修会などを開催し従業者の資質向上を図るとともに、その責任体制を明確にした事業所となるよう取組みます。

・カスタマーハラスメントに対する方針

当事業所は、ご利用者への良質なサービス提供を維持するため、厚生労働省の方針に基づき、職員が安心して働ける職場環境の整備に努めています。以下のような、職員の尊厳を傷つける「業務の適正な範囲を超えた言動」に対しては、組織として毅然とした対応を行います。

■対象となる行為の例

○暴力・威嚇：殴る、蹴る、物を投げつける、または脅迫的な発言を行うこと。
○精神的攻撃：職員に対する罵声、侮辱、人格を否定するような言動。
○過大な要求：長時間の拘束（居座りや長電話）、合理的理由のない謝罪の強要。
○性的言動：職員の身体に触れる、性的な内容の発言、執拗な誘い。
○不当な介入：SNS やインターネット上での誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報の掲載。

■発生時の対応

○事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害にあった職員のケアを最優先に行います。
○悪質なケースにおいては、弁護士等の外部専門家や警察と連携して対処する場合があります。
○ハラスメント行為が継続し、信頼関係の維持や安全なサービス提供が困難と判断される場合には、サービスの提供をお断り、または中止させていただくことがあります。

10. 暴力団員による不当行為の防止

当事業所の管理者や従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を言う）であってはならないものとし、その事業所運営において暴力団員の支配を受けないものとします。

11. 個人情報保護

当事業所の従業者は、個人情報保護法を遵守し、秘密を保持します。ただし、当事業所の定めた「個人情報に関する取扱い基本方針」に添って適正に個人情報を取り扱うものとします。

12. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用者相談・苦情担当

窓口	電話番号	備考
ショートステイ えんゆうの郷	077－598－1866	担当者：生活相談員 介護職員（責任者） 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

②当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

窓口	住所	電話番号
草津市役所 健康福祉部介護保険課	草津市草津三丁目 13－30	077－561－2369
大津市役所 健康保険部介護保険課	大津市御陵町 3－1	077－528－2753
滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課	大津市京町四丁目 1－1 滋賀県庁	077－528－3523
滋賀県国民健康保険 団体連合会　介護保険課	大津市中央四丁目 5－9	077－522－2651
社会福祉法人誠光福祉会 第三者委員　多々良由利子	草津市笠縫東まちづくり センター　事務局長	施設を通じてお取り次ぎします
社会福祉法人誠光福祉会 第三者委員　保田　忠代		施設を通じてお取り次ぎします

13. 介護サービス第三者評価の実施状況

実施無し

令和　　年　　月　　日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

名　称　　社会福祉法人　誠光福祉会

法人所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地

代表者名　　理 事 長　　蔭山　清司　　印

説明者

所　属　　ショートステイ　えんゆうの郷

職　名

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本　人

住　所

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

代理人

住　所

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

本人との関係　（　　）

代筆された場合、その理由

〈重要事項説明書付属文書〉

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨２階建て
（２）延床面積　　5,930.13 ㎡
（３）事業内容　　特別養護老人ホーム　130 床／13 ユニット
　　短期入所生活介護　　10 床／1 ユニット
（４）施設運営・職員行動指針　「開心見誠」…心を開き誠意をもって人と接しよう
　　「回光返照」…自分本来の姿を振りかえるような心のゆとりを持ち続けよう

２．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。

▼

②短期入所生活介護事業所の職員は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく短期入所生活介護計画の原案を作成し、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。（利用期間が短い場合は、作成しないことがあります。）

▼

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、又は状態に変化があった場合、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して短期入所生活介護計画を変更します。

▼

④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご利用者またはそのご家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

３．サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
③ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その記録を契約終了後 2 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載す

るなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又は代理人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

４．事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所を利用されている他のご利用者との共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

ご利用にあたり、お部屋の可能な範囲内で、身の回り品については自由にお持ち込みいただいて結構です。ただし、防災管理上の危険物や衛生上有害な物品の持ち込みは禁止致します。

（２）面会

面会時間は、9:00～19:00 までとさせていただきます。ご面会者は、必ず当事業所が指定する届出書を記入し、その都度窓口に届け出てください。

※面会可能時間以降に面会希望の場合は、事前に事業所までご連絡ください。

（３）食事

朝食・昼食・夕食の三食の食事が不要な場合は、事前にお申し出ください。

（４）施設・設備の使用上の注意

・居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当する代価をお支払いいただく場合があります。

・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

・当事業所の従業者や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（５）喫煙

施設敷地内は、全スペース禁煙となっておりますのでご協力ください。

５．事故発生時の対応

① 短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

③ 当事業所は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。